

消費者被害注意報

No.1

相談事例

《相談内容》

近所の空き店舗で行われていた健康イベントに出向いたところ、身体の状態を見てあげると、指や首にゼリー状のものを塗って『超音波血流計』にかけられた。

折れ線グラフで出された結果を見せられ、「大変だ！ **心臓、腎臓、肝臓が悪い、脳に血栓がある**」と言われ、「うちの健康食品を飲んで、健康ふとんを使えば、**絶対によくなる**」と勧められ、医者にかかるよりは良いと思い、高額なふとんや健康食品、ネックレスを購入した。

ふとんに寝ると耳鳴りがして全身が痺れ、ネックレスをつけると首がかぶれた。健康食品を飲んでも効果があるように思えないので解約したい。

超音波血流計で「心臓、腎臓、肝臓が悪い、脳に血栓も」と言われ、高額な布団や健康食品、ネックレスを買わされた！

《対処のしかた》

「病気が治る」などと効能、効果をうたっての販売は薬事法で禁止されており、医師でない人が体調を診断するなどの医療行為をすることは医師法に違反します。このような販売方法に問題のある契約は取り消しができます。

《見守りのポイント》

高齢者は健康への不安や話し相手がいない寂しさを感じています。健康に良い、病気にならないと商品を勧められると安易に契約をしてしまいがちです。このような高齢者を狙って次々に「カモ」にする悪質業者があとをたちません。ご家族や周りの方々が普段から高齢者の様子を気にかけて見守ることが大切です。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

<連絡・問い合わせ先> 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1
電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111

相談専用電話 043-207-3000